

文化芸術自主探求クラブ 「オパキュー」 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称・所在地)

本クラブの名称を「文化芸術自主探求クラブ オパキュー」とし、株式会社ミナサポ事務所内（南島原市西有家町長野 1776 旧長野小学校 1 階 1 年教室）に事務局を置く。

第2条 (目的)

本クラブは、情報・科学・文化・芸術などの分野において活動を希望する子供たちの「自発的な好奇心」を守り、加速させる機会の提供を行うことを目的とする。

第3条 (事業)

本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 活動に必要な機材等の貸与
- (2) 探究に関わる情報の提供
[映像・書籍・オンライン受講・講師による講座 等]
- (3) 年に一度の全学年発表会「オパキューフェス」の開催

第2章 会員

第4条 (入会資格)

本クラブの入会には、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として、島原半島内に在住する小中高生、その関係者及びクラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 何を探究し、どのように活動するかを自主的に決め、その内容が本クラブに承認されること。
- (3) 本クラブの定める諸規定を遵守すること。

第5条（入会手続き）

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込み、活動内容の審査を受ける。また、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出さなければならない。

第6条（会員資格及び有効期間）

- (1) 会員資格は、「入会日」から「入会した年度の末日〔3月31日〕」までとする。
- (2) 年度が変わることに、行動計画を確認し、認められれば年度末まで有効期間が更新される。
- (3) 会員資格を譲渡や貸与することはできない。

第7条（会費）

会費はつぎのように定める。

- (1) 年会費 3,000円 [スポンサーである株式会社ミナサポが負担]
- (2) 月会費 1,000円 [スポンサーである株式会社ミナサポが負担]

第8条（会員資格の喪失）

会員資格は、退会、除名によって喪失する。

第9条（退会）

会員は、本人が直接、本クラブに退会する旨を申し出ることによって、任意に退会することができる。

第10条（除名）

次の各項に該当する場合は除名を行う。

- (1) 会員が第4条の要件を満たさないとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 会員・保護者・関係者の本クラブに対する言動で、運用や活動に支障が出る（または支障が出る恐れがある）と判断した場合。

- (4) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき。
- (5) その他、本クラブが会員として不適切と判断した場合。

第3章 運営

第11条（運営スタッフ）

本クラブに次の運営スタッフを置く。

- (1) マネージャー（本クラブ全体の運用と各活動をチェック） 1名
- (2) アドバイザー（会員へのアドバイスを実施） 1名
- (3) スーパーバイザー（活動計画の実施状況をチェック） 1名
- (4) ボランティアスタッフ（各活動毎に指導やサポート） 必要名

第4章 禁止事項と免責

第12条（禁止事項）

会員は、本クラブによる活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは本クラブの財産及びプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 本クラブの運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。宗教勧誘。その他、不適切と判断されるすべての行為。

第13条（免責）

- (1) 会員は、本クラブの活動に際して、会員規約及び運営スタッフの指示に従い、自己の責任において自主的に行動するものとする。これに違反して、盜難、傷害等の事故が起きても、本クラブ及び運営スタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- (2) 本クラブに関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が

生じた場合、本クラブは一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、本クラブにいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

第14条（損害賠償）

(1) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本クラブが損害を受けた場合、当該会員は、本クラブが受けた損害を賠償することとする。同じく、貸与している機器の破損に関しても、重過失が認められる場合は、機器代金を弁償するものとする。

(2) 会員資格喪失後も、前項の規定は継続されるものとする。

第15条（会員規約の変更）

本クラブは、運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがある。

以上

2025年10月01日制定